ポリウレタン	脂肪族ジアミン又はグリコール類とジイソシアネート類の重付加物を主成分とする合成樹脂
ポリエチレンテレフタレート	エチレングリコールとテレフタル酸又はテレフタル酸ジメチルを主体として縮合し、重合した合成樹脂
PET	
ポリ塩化ビニリデン	塩化ビニリデンを主成分として重合した合成樹脂
ポリブタジエン	ブタジエンを主成分として重合した合成樹脂
EVA樹脂	エチレンと酢酸ビニルを主成分として共重合した合成樹脂
ポリメチルペンテン	メチルペンテンを主成分として重合した合成樹脂
メタクリルスチレン	メタクリル酸メチルとスチレンを主成分として共重合した合成樹脂
原料樹脂の種類の通称を示す用語	前各項上欄に掲げる原料樹脂以外の原料樹脂

二　使用温度では加硫ゴムと同様の性質を持つが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することができるポリマー又はポリマーブレンドからなる熱可塑性エラストマーを使用した合成樹脂加工品にあっては、原料樹脂の種類を示す用語の次に「熱可塑性エラストマー」と表示すること（食事用、食卓用又は台所用の器具に限る。）。

三　耐熱温度の表示に際しては、次の表に定める試験により測定した温度を表示すること。この場合において、本体、蓋等のうち二以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用しているときは、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示すること。

一　試験方法	耐熱温度の試験は、日本工業規格S二〇二九（プラスチック製食器類）の七・四に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、五十度を起点として十度おきに行う。ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の原料樹脂の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、当該推定により相応と認められる温度を起点とすることができる。なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
二　耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10度

四　耐冷温度の表示に際しては、次の表に定める試験により測定した温度を表示すること。

一　試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成樹脂加工品を入れて、一時間保持したのち、これを取り出し、そのまま二時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験をマイナス十度を起点として十度おきに行う（水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあっては、常温の水を容器の約八十パーセント入れておく。）。なお、低温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
二　耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度＋10度

五　容量の表示に際しては、容量が一リットル以上の場合にあってはリットル単位で、一リットル未満の場合にあってはミリリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、その容量を表す数値のプラス十パーセント以内、マイナス四パーセント以内とすること。ただし、水筒及び食事用、食卓用又は台所用の器具のうち冷蔵庫用水筒にあってはプラス・マイナス五パーセント以内とする。なお、水筒のうち付属品として中栓のある製品の場合にあっては、中栓をしたときの容量を表示すること。

六　寸法の表示に際しては、次の方法により行うものとする。

（一）　ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋については、縦及び横の長さ並びにフィルムの厚さを、いずれを指すかを分かりやすく示して表示することとし、縦及び横の長さについてはその製品の外形寸法を、フィルムの厚さについては日本工業規格Z一七〇二（包装用ポリエチレンフィルム）の七・三に規定する測定方法により測定した寸法をそれぞれミリメートル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、縦の長さにあってはプラス四パーセント以内・マイナス〇パーセントとし、横の長さ及びフィルムの厚さにあってはそれぞれ次の表一及び表二によるものとする。

表一　横の長さの表示値の誤差の許容範囲

横の長さ	許容範囲
百ミリメートル以下のもの	プラス・マイナス四ミリメートル以内
百ミリメートルを超え、二百ミリメートル以下のもの	プラス・マイナス五ミリメートル以内
二百ミリメートルを超え、三百ミリメートル以下のもの	プラス・マイナス六ミリメートル以内
三百ミリメートルを超え、四百ミリメートル以下のもの	プラス・マイナス八ミリメートル以内
四百ミリメートルを超え、五百ミリメートル以下のもの	プラス・マイナス九ミリメートル以内
五百ミリメートルを超え、八百ミリメートル以下のもの	プラス・マイナス十二ミリメートル以内
八百ミリメートルを超え、千ミリメートル以下のもの	プラス・マイナス十八ミリメートル以内
千ミリメートルを超えるもの	プラス・マイナス二十ミリメートル以内

表二　フィルムの厚さの表示値の誤差の許容範囲

フィルムの厚さ		許容範囲
〇・〇二ミリメートル未満のもの	横の長さが三百ミリメートル未満のもの	プラス・マイナス〇・〇〇五ミリメートル以内
	横の長さが三百ミリメートル以上のもの	プラス・マイナス〇・〇〇七ミリメートル以内
〇・〇二ミリメートル以上〇・〇三ミリメートル未満のもの		プラス・マイナス〇・〇〇八ミリメートル以内
〇・〇三ミリメートル以上〇・〇四ミリメートル未満のもの		プラス・マイナス〇・〇一〇ミリメートル以内
〇・〇四ミリメートル以上のもの		プラス・マイナス〇・〇一二ミリメートル以内
		プラス・マイナス〇・〇一三ミリメートル以内
		プラス・マイナス〇・〇一五ミリメートル以内